

## 敬老パスICカード化による更新時の注意事項について(依頼)

敬老パスは、令和4年10月から紙製のカードを廃止し、ICカードに変更しました。  
ICカード化に伴い、更新後のカードの取り扱いについて変更がございます。  
つきましては、各自治会町内会におかれましては、地域の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 1 紙製カードからの変更点

	変更前（令和4年9月まで）	変更後（令和4年10月以降）
カード様式	紙製のカード	プラスチック製のICカード
更新の流れ	有料の方は納付書で負担金納付後、無料の方は引換券にて、 <u>市内郵便局の窓口で新しい有効期間の紙製カードを受け取る。</u>	有料の方は納付書裏面に記載の金融機関にて <u>負担金納付の2～3週間後に使用中のカードの有効期間が延長される。</u> （無料の方は申請後自動更新される。）  ※新たにICカードはお渡ししません。

### 2 周知内容

- (1) お持ちの敬老パスICカードは、捨てないでください。
- (2) 毎年新しいカードが届くのではなく、同じカードを継続して使用していただきますので、大切にご利用ください。
- (3) 延長される有効期間は10月1日～翌年9月30日までです。
- (4) お問合せ先

敬老パス コールセンター TEL:0120-206-160

受付時間:8時から19時まで(土日・祝日も受け付けています)

(担当) 港北区高齢・障害支援課  
富田、島田  
TEL 045-540-2317